

第 3 8 号議案

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、児童遊園の占用料の額を改定するため提出します。

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例（昭和30年11月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

児童遊園内土地の占用料

種別		単位	占用料	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本 1月	1,522円	
標識		1本 1月	902円	
水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月	135円	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月	338円	
	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月	676円	
電線	電線	1メートル 1月	112円	
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月	135円
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月	338円
		外径1メートル以上のもの	1メートル 1月	676円
変圧塔・マンホールの類		1箇所 1月	1,128円	
郵便差出箱		1箇所 1月	451円	
公衆電話所		1箇所 1月	1,128円	
地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル 1月	601円	
	地下部分	1平方メートル 1月	338円	
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル 1月	686円	
写真撮影	常時占用	撮影機1台 1月	8,880円	
	臨時的な占用	1時間	1,572円	
ロケーション		1時間	13,875円	
競技会・集会		1平方メートル 1日	37円	
その他の占用		1平方メートル 1日	37円	

付 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。